

## 豊丘村障害者活躍推進計画

機関名	豊丘村（村長部局）
任命権者	豊丘村長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
豊丘村（村長部局）における障害者雇用に関する課題	<p>豊丘村においては、豊丘村教育委員会との特例認定により、両機関を合算して障害者任免状況通報を行っている。</p> <p>令和元年6月1日現在で障害者の実雇用率は1.68%であり、法定雇用率2.5%を満たしていない。また、令和3年4月には、地方自治体の法定雇用率は2.6%に引き上げとなる予定である。</p> <p>そのため、令和2年度以降、当村においては、障害者の積極的な採用を検討する必要がある。</p> <p>本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが大切である。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。また、在籍する障害者任用数が前年度を下回らないことも目標とする。</p> <p>【評価方法】</p> <p>毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。</p> <p>【評価方法】</p> <p>毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に、障害を持つ職員の定着状況を把握し、適切な人事管理を行うものとする。</p>
取組内容	
① 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</li> <li>○ 組織内の人的サポート体制（障害者職業生活相談員に総務係長を選任及び相談窓口を総務課へ設置）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。</li> <li>○ 障害者職業生活相談員に選任された者について、長野労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させるよう努める。</li> <li>○ 役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</li> </ul>

<p>② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</li> <li>○ 所属長との人事評価面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</li> </ul>
<p>③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○ 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施するものとする。</li> <li>○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> </li> <li>○ 中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった職員）が生じた場合、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成などの取組を行う。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</li> </ul>